

第5章 調査計画書についての環境の保全の
見地からの意見の概要

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価調査計画書」（令和2年9月、オリックス資源循環株式会社）の縦覧が、以下の期間及び場所で行われた。

また、「埼玉県環境影響評価条例」第7条の規定に基づき、事業者において、調査計画書について環境の保全の見地からの意見を以下の期間で受け付けた。

縦覧期間 : 令和2年10月2日（金）～令和2年11月2日（月）
 縦覧場所 : 埼玉県環境部環境政策課、埼玉県北部環境管理事務所、
 埼玉県東松山環境管理事務所、寄居町生活環境エコタウン課、
 深谷市環境課、小川町環境農林課、東秩父村保健衛生課
 意見書提出期間 : 令和2年10月2日（金）～令和2年11月16日（月）

その結果、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見は3件（1件につき複数意見を受理）であり、その意見の概要は表5-1に示すとおりである。

表5-1 環境保全の見地からの意見の概要

項目	意見の概要
対象事業の目的及び概要	今後、人口が減り、気候変動に対する対策も進むので、ゴミが減ると予測され、また規模を大きくすることは、24時間燃やし続けるためにゴミを集めることにも繋がるため、本事業による事業規模の拡大は必要ない。 本計画では、煙突の位置が本事業者に最も近い近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）にさらに近く、また本数が増えるので、近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）住民への影響が出てしまうため、煙突の数と位置は変える必要はない。
大気質	近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）住民への影響が出てしまうので、排気するガスの化学物質の混入、煙突の高さなどに、充分配慮してほしい。
動物・植物・生態系	本事業のある彩の国資源循環工場は、元は秩父～比企を結ぶ典型的な里山であり、事業規模を拡大するのではなく、縮小し、できる限り元の環境、生態系に戻す必要がある。 埼玉県では、先進的に本工場のある彩の国資源循環工場敷地内にて元からこの場所にいた希少生物や生態系などを保全する事業を展開中のため、煙突の数と位置は変える必要はなく、規模を大きくする必要はない。
環境の保全	近隣で行われる事業のため公害問題は問われる所であり、資源循環工場ができる前は今残すべき里山風景であったため、これ以上の環境の破壊に繋がる行為は反対である。
その他	この度の環境影響評価調査計画書に対して、本事業者に最も近い近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）への説明会がないのはいかがなものか。1度だけあった寄居町内での説明会当日は、本事業者に最も近い近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）でのイベント日と重なり、区長など3役をはじめ主な住民が参加できない日に開催されている。別途、本事業者に最も近い近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）への説明会を開催すべきだった。 本事業が引き続き埼玉県とのPFI事業でないと、環境がさらに悪化する恐れがある。